

お客様へ

かごしま中央農業協同組合

### 「受取書」のお取扱いについて

当JAでは、職員が訪問先でお客様から入出金や解約処理等のため、現金、通帳・証書等をお預かり・お返しする際の手続きにつきましては、下記のとおり定めておりますのでお知らせいたします。

お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「受取書」の交付について

(1) 当JAでは、職員がお客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等をお預かりする際には、受領事実や預かり事実を証明するため、所定の「受取書」を作成し、お渡しいたします。

「受取書」は必ずお受取りいただきますようお願いいたします。

(2) 当JAの職員が、所定の「受取書」以外の名刺やメモ等でお預かりすることはありません。

(3) 所定の「受取書」は、お客様へ現金お届けや重要書類等をお返しする際に引き換えに回収させていただきますので、それまで大切に保管してください。

なお、通帳・証書等をお受取りの際には、その内容等について必ずご確認ください。

(4) 次の取引は「受取書」を発行いたしません。

定期積金の掛金集金

職員がお客様の「定期積金証書」のお掛込領収欄に領収印を押印します。

「入金帳」による現金・小切手のお預かり

職員がお客様の「入金票(控)」の収納印欄に領収印を押印します。

#### 2. 現金お届け時のお取扱いについて

(1) 当JA職員がお客様のご依頼で現金をお届けする際には、「現金お届け票」をお渡しいたしますので、お客様に署名およびお届け印押印をお願いした上で、「受取書」と併せて回収させていただきます。

お届けした現金については、「現金お届け票」および「受取書」の金額欄の金額と現金在高を必ずその場でご確認ください。

#### 3. 当JAはお客様の現金、通帳・証書等を長期間お預かりすることはありません。